

入札の注意事項

1. 入札の方法について

- (1) 入札書は本会が指定する用紙を使用して下さい。(用紙は入札場に準備したもの、本会ホームページの入札書様式を使用して下さい。)
- (2) 入札金額は消費税を除く金額を記入して下さい。
- (3) 入札金額は販売物件番号ごとに総額とし、円止めとして下さい。(㎡単価や石単価は記入しないで下さい。) 販売物件番号は丸太に標示しております。(別紙入札物件一覧表のとおり)
- (4) 入札書は入札締切時刻までに入札場の入札箱に投函して下さい。
- (5) FAX及び郵便入札を認めますので次の要領によって下さい。
 - ① FAXは入札締切時間の2時間前まで送信し、受信を本会に確認して下さい。
送信先 023-688-8103 山形県森林組合連合会
 - ② 郵便は入札日前日まで到着するよう送付して下さい。
宛先 〒990-2339 山形市成沢西四丁目9-32 山形県森林組合連合会
 - ③ 郵便は書留又は配達証明として下さい。

2. 入札の無効について

次の事項に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書に署名又は記名押印のどちらもないもの。
- (2) 販売物件番号の確認ができないもの。
- (3) 入札金額、名称もしくは氏名の確認ができないもの。

3. 落札方法について

落札は次の方法によります。

- (1) 予定価格以上の最高入札者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同金額に入札した者が2名以上の時は、くじをもって落札者を決定します。
この場合、当該入札者のうち出席しない者がある場合は、これに代わって本会職員にくじを引かせます。
- (3) 結果については、原則、入札者に対し、入札物件の落札者と落札金額、2番札の業者名と金額、入札数等を結果として通知するものとします。入札結果の全体の公表としては、落札金額、入札数等をホームページに掲載するものとします。

4. 売払代金の納入及び物件の引渡しについて

- (1) 売払代金は、入札金額に10%に相当する額(消費税相当額)を加算した金額とし、請求書により請求します。
- (2) 売払い代金の納入は、売払った日から(入札日)から起算して30日以内とし、現金で納入するものとします。
- (3) 物件の引渡しは売払い代金の納入後とします。

5. 落札材の運搬について

- (1) 落札材の運搬時には、運搬開始日と運搬終了日を山形県森連までご連絡願います。
- (2) 落札材の運搬が終了した時点で丸太に貼付している販売物件番号、買受人氏名等が記入されている巻立表示板をFAX等で山形県森連まで送付して下さい。

6. その他

不明な点がありましたら本会に問い合わせて下さい。電話:023-688-8100